# 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 2 | 予防接種事務　重点項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 白山市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | 予防接種事務では、事務の一部 を外部業者に委託しているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関 しても契約に明記することで万全を期している。 |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 白山市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和4年8月15日 |

［平成30年5月　様式3］

# 項目一覧


| |
|---|
| Ⅰ　基本情報 |
| Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 |
| （別添1）特定個人情報ファイル記録項目 |
| Ⅲ　リスク対策 |
| Ⅳ　開示請求、問合せ |
| Ⅴ　評価実施手続 |
| （別添2）　変更箇所 |

# Ⅰ　基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 予防接種に関する事務 |
| ②事務の内容 | 1. 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、以下の事務を実施する。<br>①予防接種の対象者の把握と個人通知<br>②接種履歴の管理と情報の利用<br>③接種記録からの調査・報告の利用<br>④接種記録からの接種券の再発行<br>⑤B類疾病に係る定期の予防接種に対する自己負担額の管理<br>本人及び同一世帯員の課税状況から、自己負担額が免除になる方を把握。<br>生活保護や身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持者の名簿を利用。<br>⑥健康被害救済事務<br>予防接種を受けたことで疾病にかかり障害の状態となった場合又は死亡した場合、医療費などの給付を行う。<br><br>2. 任意予防接種の費用助成事務<br>市内に住民票のある対象者へ予防接種助成券を発行する。<br><br>3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>予防接種法の臨時予防接種の特例として、上記の①②③④⑥に加え、下記⑦⑧⑨の事務を実施する。<br>⑦ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。<br>⑧予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。<br>⑨予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 |
| ③対象人数 | [　10万人以上30万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 |

| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
|---|---|
| **システム1** | |
| ①システムの名称 | 健康管理システム |
| ②システムの機能 | 予防接種業務において以下の業務を行うためのシステムである。<br>1　予防接種対象者の抽出<br>2　予診票の発行<br>3　予診票送付履歴の照会<br>4　予防接種履歴の照会<br>5　勧奨通知発送用のための未接種者の抽出<br>6　各種帳票の出力<br>7　予防接種履歴のエラーチェック及び登録 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ○ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 中間サーバー　） |

| システム2 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 統合宛名システム |
| ②システムの機能 | 1　宛名番号付番機能<br>　団体内統合宛名番号（以下「統合宛名番号」という。）が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。<br>2　宛名情報等管理機能<br>　番号管理システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。<br>3　中間サーバー連携機能<br>　中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。<br>4　各事務システム連携機能<br>　各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 中間サーバー　　） |

| システム3 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 中間サーバー |
| ②システムの機能 | 1　符号管理機能<br>　情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。<br>2　情報照会機能<br>　情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。<br>3　情報提供機能<br>　情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。<br>4　各事務システム接続機能<br>　中間サーバーと各事務システム、番号管理システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。<br>5　情報提供等記録管理機能<br>　特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。<br>6　情報提供データベース管理機能<br>　特定個人情報（連携対象）を副本として，保持・管理する。<br>7　データ送受信機能<br>　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。<br>8　セキュリティ管理機能<br>　セキュリティを管理する。<br>9　職員認証・権限管理機能<br>　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。<br>10　システム管理機能<br>　バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[　　] その他　（　　） |

| システム4 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | ワクチン接種記録システム（VRS） |
| ②システムの機能 | 1　新型コロナウイルスワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行の登録<br>2　接種記録の管理<br>3　転出/死亡時等のフラグ設定<br>4　他市区町村への接種記録の照会、提供<br>5　新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会<br>6　新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[　　] その他　（　　） |

| システム5 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 既存住民基本台帳システム |
| ②システムの機能 | 1　住民票の記録<br>　転入、出生、帰化、国籍取得、国籍喪失、在留資格取得等により住民基本台帳に新たに住民を記録（住民票を作成）する機能。<br>2　住民票の修正<br>　住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する機能。<br>3　住民票の消除<br>　転出、死亡、帰化、国籍取得、国籍喪失等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除（住民票を除票）する機能。<br>4　住民基本台帳から該当する住民に関する記録（住民票）を照会する機能。<br>5　証明書・通知書の発行<br>　住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能。<br>6　住基ネットとの連携<br>　住民票の記載等に応じた住基ネットとの連携機能。<br>7　法務省情報連携端末との連携<br>　外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成及び法務省通知の読込等の連携を行う機能。<br>8　都道府県報告資料（統計関係）や閲覧資料の作成<br>　異動集計表や、人口統計用の集計表、閲覧台帳を作成する機能。<br>9　戸籍総合システムへの連携住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ付票情報等を連携する機能。<br>10　住民票関係情報の提供<br>　情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供機能。<br>11　個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況確認<br>　個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を確認する機能。<br>12　個別事項情報の管理<br>　住民票個別事項項目となる、国民健康保険、国民年金、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報、選挙人名簿への登録情報を管理する機能。<br>13　中間サーバとの連携<br>　中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[ ○ ] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 国民健康保険システム、後期高齢者医療システム　） |

| | |
|---|---|
| システム6～10 | |
| システム11～15 | |
| システム16～20 | |
| **3. 特定個人情報ファイル名** | |
| 予防接種情報管理ファイル | |
| **4. 個人番号の利用 ※** | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一（10、93の2の項）<br>・番号法第19条第15、16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）<br>・番号法第19条第56号(委託先への提供) |
| **5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※** | |
| ①実施の有無 | [　　実施する　　]　　＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第１９条第8号及び別表第二<br>【情報提供】 16の2、16の3、115の2の項<br>【情報照会】 16の2、17、18、19、115の2の項<br><br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）<br>【情報提供】 第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2<br>【情報照会】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2<br><br>＊新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報連携によらず、ワクチン接種記録システム（VRS）を用いて番号法第19条第16号による提供が含まれる。 |
| **6. 評価実施機関における担当部署** | |
| ①部署 | 健康福祉部　いきいき健康課 |
| ②所属長の役職名 | 健康福祉部いきいき健康課長 |
| **7. 他の評価実施機関** | |
| ①部署<br>②所属長の役職名 | 健康福祉部　新型コロナウイルスワクチン接種対策室<br>新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 |

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 予防接種情報管理ファイル | |

| 2. 基本情報 | | |
|---|---|---|
| ①ファイルの種類 ※ | | [　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞<br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | | 住民基本台帳に記録された本市市民で予防接種の対象者。 |
| | その必要性 | 予防接種事業の対象者管理や接種情報管理を目的としているため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有 |
| ④記録される項目 | | [　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞<br>1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上 |
| | 主な記録項目 ※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[ ○ ] 連絡先（電話番号等）<br>[　] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[ ○ ] 健康・医療関係情報<br>[　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報<br>[　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[　] 災害関係情報<br>[　] その他　（　　） |
| | その妥当性 | 【個人番号、その他識別情報（内部番号）】：本人確認等、対象者を正確に特定するために必要<br>【4情報】：本人確認資料のために必要<br>【連絡先（電話番号等）】：本人に連絡事項があった際に連絡をとるために必要<br>【健康・医療関係情報】：予防接種情報を予防接種記録として適正に記録・管理するために必要 |
| | 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成27年10月以降。<br>なお、新型コロナウイルスワクチン接種記録に係る特定個人情報については、令和3年7月14日以降 |
| ⑥事務担当部署 | | 健康福祉部・いきいき健康課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|---|---|---|
| ①入手元 ※ | | [ ○ ] 本人又は本人の代理人<br>[ ○ ] 評価実施機関内の他部署 （ ）<br>[ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ）<br>[ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 都道府県、他市区町村 ）<br>[ ] 民間事業者 （ ）<br>[ ] その他 （ ） |
| ②入手方法 | | [ ○ ] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ<br>[ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム<br>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ○ ] その他 （ ワクチン接種記録システム（VRS）、（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム ） |
| ③使用目的 ※ | | 予防接種事業の実施に関して、住民情報、予防接種履歴情報の照会、入力等が必要なため。 |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 健康福祉部 いきいき健康課、鶴来保健センター、新型コロナウイルスワクチン接種対策室 |
| | 使用者数 | [ 10人以上50人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満 2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | | 1 予防接種予診票を発行するため使用する。<br>2 予防接種記録をシステムに入力し、予防接種台帳を更新するため使用する。<br>3 予防接種毎の対象者や未接種者を抽出するために使用する。<br>4 本人からの問い合わせの応対に使用する。<br>5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 |
| | 情報の突合 | ・住民票関係情報を突合し、予防接種対象者であることを確認する。<br>・接種結果と健康・医療関係情報を突合し、接種履歴を管理する。 |
| ⑥使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|---|---|---|
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない<br>（ 2 ） 件 |
| **委託事項1** | | 健康管理システム（予防接種情報管理）の運用・保守業務、法制度改正に伴うシステム改修 |
| ①委託内容 | | システム運用・保守業務、法制度改正に伴うシステム改修 |
| ②委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 株式会社 石川コンピューター・センター |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| **委託事項2～5** | | |
| **委託事項2** | | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等 |
| ①委託内容 | | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等 |
| ②委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 株式会社ミラボ |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| **委託事項3** | | |
| ①委託内容 | | |
| ②委託先における取扱者数 | | [ ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| **委託事項4** | | |
| ①委託内容 | | |

| | | |
|---|---|---|
| ②委託先における取扱者数 | [　　] | ＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | |
| 再委託 ④再委託の有無 ※ | [　　] | ＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| 再委託 ⑤再委託の許諾方法 | | |
| 再委託 ⑥再委託事項 | | |
| **委託事項5** | | |
| ①委託内容 | | |
| ②委託先における取扱者数 | [　　] | ＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | |
| 再委託 ④再委託の有無 ※ | [　　] | ＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| 再委託 ⑤再委託の許諾方法 | | |
| 再委託 ⑥再委託事項 | | |
| **委託事項6～10** | | |
| **委託事項11～15** | | |
| **委託事項16～20** | | |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）** | | |
| 提供・移転の有無 | [ ○ ] 提供を行っている　（　1 ）件　[　] 移転を行っている　（　　）件<br>[　] 行っていない | |
| **提供先1** | 都道府県知事又は市町村長 | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第二（16の2、16の3、115の2の項） | |
| ②提供先における用途 | 予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | |
| ③提供する情報 | 予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の予防接種の対象者 | |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） | |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度 | |
| **提供先2～5** | | |
| **提供先6～10** | | |

| | |
|---|---|
| **提供先11～15** | |
| **提供先16～20** | |
| **移転先1** | |
| ①法令上の根拠 | |
| ②移転先における用途 | |
| ③移転する情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | |
| ⑥移転方法 | [　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線<br>[　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙<br>[　　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | |
| **移転先2～5** | |
| **移転先6～10** | |
| **移転先11～15** | |
| **移転先16～20** | |

## 6. 特定個人情報の保管・消去

| | |
|---|---|
| 保管場所　※ | ・電子媒体は、株式会社石川コンピューターセンター　データセンター内（セキュリティゲートによる入退室管理）<br>　生体認証を用いた電子鍵で入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内で管理する。<br>・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証及び顔認証が必要となる。<br>・紙媒体は、白山市いきいき健康課内の文書保管倉庫<br>　保管年度内は、鍵付の文書保管倉庫内での保管を義務付けている。<br>　文書保管倉庫の最終退出者は、退出時に施錠を行っており、外部の者が入室できないようにしている。<br><br>＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞<br>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。<br>クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。<br>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。<br>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。<br>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。<br>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。<br>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。<br>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）<br>　電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。<br>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付）<br>　証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 |

## 7. 備考

＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞
・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

## （別添1）特定個人情報ファイル記録項目

個人基本情報
1　個人番号、2　氏名、3　カナ氏名、4　性別、5　生年月日、6　世帯番号、7　続柄、8　世帯主名、9　支所、10　地区、11　行政区、12　町名
13　連絡先番号、14　国保対象区分、15　後期高齢対象区分、16　生活保護世帯区分、17　異動日、18　異動事由

予防接種情報（予防接種別毎）
1　支所、2　地区、3　個人番号、4　氏名、5　カナ氏名、6　性別、7　生年月日、8　年齢、9　年齢（接種日）、10　郵便番号、11　住所、12　電話番号、13　予防接種名、14　接種機関、15　接種医師、16　請求月、17　接種日、18　対象区分、19　接種区分、20　ワクチン名、21　メーカー名、22　ロット番号、23　入力日、24　抽出日、25　発送日、26　罹患済

（風しん5期抗体検査）
1　クーポン番号、2　抗体検査日、3　抗体検査対象区分、4　抗体検査番号、5　抗体検査方法、6　抗体価、7　抗体検査単位、8　抗体検査機関、9　抗体判定、10　抗体検査請求月、11　接種日、12　入力日

（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目）
上記項目の外、1　接種券番号、2　ワクチンメーカー、3　ワクチン種類（＊）、4　製品名（＊）、5　製造番号、6　旅券関係情報（旧姓・別性・ローマ字氏名、国籍、旅券番号）（＊）、8　証明書ID（＊）、9　証明書発行年月日（＊）
＊新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

## Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 予防接種情報管理ファイル | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク:　目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【窓口での届出による入手における措置】<br>・情報の入手の際には、届出窓口において、本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外情報の入手防止に努める。<br>・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。<br>・届出内容等については、複数の職員が確認し、対象者以外の情報の入手を防止する。<br><br>【システムにおける措置】<br>・健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別及び顔認証を用いての利用とすることで末端が不正に利用されることを防いでいる。<br><br><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置><br>① 転入者本人からの個人番号の入手<br>　当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。<br>② 転出先市区町村からの個人番号の入手<br>　当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。<br>③ 転出元市区町村からの接種記録の入手<br>　当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。<br>④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手<br>　接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。<br>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付）<br>　　交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| 【不適切な方法で入手が行われるリスク】<br>・申請等の際、特定個人情報を予防接種に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。<br>・申請書等に利用目的を明記する。<br>【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】<br>・窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ）の提示を受け、本人確認を行う。<br>・個人カード（若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ）がない場合には、総合末端により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。<br>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】<br>・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。<br>・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。 | |

＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞
・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、
アクセスできるように制御している。
・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、
他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。
（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）
・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、
交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、
意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）
による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として
自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、
VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付）
・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を
避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村
に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力
（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として
自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、
証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、
証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。
また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

## 3. 特定個人情報の使用

| | | |
|---|---|---|
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | ・健康管理システムは、業務に関係のない情報を保有していない。<br>・健康管理システムは、システムのアクセス制御と利用者単位のアクセス権限管理により、事務に必要のない情報との紐づけができないように制御を行っている。<br><br>【ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置】<br>・接種会場等では、接種券番号の読取端末（タブレット端末）からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | | |
| ユーザ認証の管理 | [ 行っている ] | ＜選択肢＞<br>1）行っている　2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDとパスワードによる識別と顔認証による二要素認証を実施している。<br>・アクセス権限の発効及び失効の管理<br>識別情報（ユーザID/パスワード）の発行、更新、破棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。<br>健康管理システムにアクセス権限は定期的に見直しを行い、指定した職員のみがアクセスできるようにしている。<br><br>・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。<br>限定される者しかログインできる権限を保持しない。<br>・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 | |
| その他の措置の内容 | ・システムの操作履歴（操作ログ）を記録し、適宜、確認する。<br>・システムを利用する職員に対しては研修会を開催し、業務外利用の禁止等について指導する。 | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
|---|
| 【事務従業者が事務外で使用するリスク】<br>・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。<br>・健康管理システム内での特定個人情報の更新、参照、発行の記録をアクセスログとして保管する。<br>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】<br>・健康管理システムの構成上、個人番号を含む個人情報ファイルへの許可された処理以外のアクセスは発生しない。<br>【特定個人情報が漏えいされるリスク】<br>・離席時にコンピューターをロックするほか、一定時間の無操作で自動的にロックを行い、長時間にわたり<br>特定個人情報を表示させない仕組みになっている。<br><br>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉<br>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを<br>ワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。<br>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。<br>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された<br>専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。<br>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。<br>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。<br>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、<br>消去履歴を残す。<br>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの3つの場面に限定している。<br>・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の<br>提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。<br>・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、<br>個人番号を入手し、使用する。<br>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、<br>個人番号を入手し、使用する。<br>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。 |

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　　] 委託しない

| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
|---|---|---|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | | [　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない |
| | 規定の内容 | ・個人情報の保護に関する法令を遵守し、特定個人情報を適切に取り扱うこと<br>・目的外利用の禁止<br>・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限すること<br>・特定個人情報の提供先の限定<br>・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負うこと<br>・情報が不要となったとき、又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じること<br>・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップデータを完全に消去すること<br>・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をすること<br>・委託業務を行うために特定個人情報取扱責任者及び従事者に対して、必要な教育を行うこと<br>・許可を得ない再委託の禁止<br><br>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉<br>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。<br>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限<br>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録<br>・特定個人情報の提供ルール/消去ルール<br>・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定<br>・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保<br>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | | [　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている　3) 十分に行っていない　4) 再委託していない |
| | 具体的な方法 | ・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。 |
| その他の措置の内容 | | — |
| リスクへの対策は十分か | | [　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている |

| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
|---|
| 【委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置】<br>・委託先に特定個人情報を保管させない。<br>・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。<br>・再委託においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。 |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | [　　] 提供・移転しない |
|---|---|
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。 |
| その他の措置の内容 | 外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| 【不適切な方法で提供・移転が行われるリスク】<br>・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提出及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。<br><br>【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク】<br>・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び条例上認めらる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転されることはない。 | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供） |
|---|---|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【健康管理システムのソフトウェアにおける措置】<br>・中間サーバーへの情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。中間サーバコネクタと業務システム間のデータ連携処理についても、業務システム側で処理結果ログを記録しており、データ送受診日時、内容等を把握可能である。<br><br>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 .<br>1　情報提供機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br><br>2　中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>（※1）　情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の照会及び照会した情報の受領を行う機能<br>（※2）　番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。<br>（※3）　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・　中間サーバー・ソフトウェアにおける措置<br>（1）情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。<br>（2）情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>（3）特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 .<br>（4）　中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※）　情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている |

| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
| --- |
| 1　中間サーバー・ソフトウェアにおける措置<br>（1）中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（2）情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。<br><br>2　中間サーバー･プラットフォームにおける措置<br>（1）中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>（2）中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>（3）中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。<br>（4）特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

| | | |
|---|---|---|
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | | |
| 再発防止策の内容 | | |
| その他の措置の内容 | ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞<br><br>【物理的対策】<br>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。<br>主に以下の物理的対策を講じている。<br>・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理<br>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。<br><br>【技術的対策】<br>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。<br>主に以下の技術的対策を講じている。<br>・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。<br>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。<br>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。<br>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。<br>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。<br>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。<br>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）<br>・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。<br>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。<br>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付）<br>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。<br>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。<br>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 停電（落雷等）によるデータの消失を防ぐために、電源の二重化、自家発電設備を設けている。
- 火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消化設備を完備している。

## 8. 監査

| | |
|---|---|
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |

## 9. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | 健康管理システム関係職員（会計任用職員等を含む）に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修会を実施するとともに、その記録を残している。<br><br>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞<br>デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。 | |

## 10. その他のリスク対策

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞
デジタル庁（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての
確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、 第9条（市区町村の責任）に
則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

## Ⅳ　開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| ①請求先 | 白山市総務部総務課<br>〒924－8688　石川県白山市倉光二丁目1番地<br>電話番号　076－274－9510 |
| ②請求方法 | 白山市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示、訂正及び利用停止の請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | － |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | － |
| **2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| ①連絡先 | 白山市健康福祉部いきいき健康課<br>〒924－0865　石川県白山市倉光三丁目100番地<br>電話番号　076－274－2155<br><br>（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種）<br>白山市健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策室<br>〒924－0865　石川県白山市倉光二丁目1番地<br>電話番号　076－274－5682 |
| ②対応方法 | ・問い合わせを受け付ける都度、対応について記録を残す。<br>・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を定めている。 |

## Ⅴ　評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|---|---|
| ①実施日 | 令和3年11月30日 |
| ②しきい値判断結果 | ［　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　］<br>＜選択肢＞<br>1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施）<br>3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施） |
| **2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】** | |
| ①方法 | |
| ②実施日・期間 | |
| ③主な意見の内容 | |
| **3. 第三者点検 【任意】** | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |

## （別添2）変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年8月15日 | Ⅰ<br>1<br>②事務の内容 | 1．予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、以下の事務を実施する。<br>　新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種についても、予防接種法の臨時予防接種の特例として、以下の①②③④⑥の事務を実施する。<br><br>①予防接種の対象者の把握と個人通知<br><br>②接種履歴の管理と情報の利用<br><br>③接種記録からの調査・報告の利用<br><br>④接種記録からの接種券の再発行<br><br>⑤B類疾病に係る定期の予防接種に対する自己負担額の管理<br>　本人及び同一世帯員の課税状況から、自己負担額が免除になる方を把握。<br>　生活保護や身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持者の名簿を利用。<br><br>⑥健康被害救済事務<br>　予防接種を受けたことで疾病にかかり障害の状態となった場合又は死亡した場合、医療費などの給付を行う。<br><br>2．任意予防接種の費用助成事務<br>　市内に住民票のある対象者へ予防接種助成券を発行する。 | 1．予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、以下の事務を実施する。<br>①予防接種の対象者の把握と個人通知<br>②接種履歴の管理と情報の利用<br>③接種記録からの調査・報告の利用<br>④接種記録からの接種券の再発行<br>⑤B類疾病に係る定期の予防接種に対する自己負担額の管理<br>　本人及び同一世帯員の課税状況から、自己負担額が免除になる方を把握。<br>　生活保護や身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持者の名簿を利用。<br>⑥健康被害救済事務<br>　予防接種を受けたことで疾病にかかり障害の状態となった場合又は死亡した場合、医療費などの給付を行う。<br><br>2．任意予防接種の費用助成事務<br>　市内に住民票のある対象者へ予防接種助成券を発行する。<br><br>3．新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>　予防接種法の臨時予防接種の特例として、上記の①②③④⑥に加え、下記⑦⑧⑨の事務を実施する。<br>⑦ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。<br>⑧予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。<br>⑨予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | | |
| 令和4年8月15日 | Ⅰ<br>2<br>システム4<br>②システムの機能 | 1　新型コロナウイルスワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行の登録<br>2　接種記録の管理<br>3　転出/死亡時等のフラグ設定<br>4　他市区町村への接種記録の照会、提供<br>5　新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 | 1　新型コロナウイルスワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行の登録<br>2　接種記録の管理<br>3　転出/死亡時等のフラグ設定<br>4　他市区町村への接種記録の照会、提供<br>5　新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会<br>6　新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年8月15日 | Ⅰ<br>4<br>法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第9条第1項及び別表第一（10、93の2の項） | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一（10、93の2の項）<br>・番号法第19条第15、16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）<br>・番号法第19条第56号(委託先への提供) | | |
| 令和4年8月15日 | Ⅱ<br>3<br>②入手方法<br>その他 | ワクチン接種記録システム（VRS） | ワクチン接種記録システム（VRS）、（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム | | |
| 令和4年8月15日 | Ⅱ<br>3<br>⑤使用方法 | 1　予防接種予診票を発行するため使用する。<br>2　予防接種記録をシステムに入力し、予防接種台帳を更新するため使用する。<br>3　予防接種毎の対象者や未接種者を抽出するために使用する。<br>4　本人からの問い合わせの応対に使用する。 | 1　予防接種予診票を発行するため使用する。<br>2　予防接種記録をシステムに入力し、予防接種台帳を更新するため使用する。<br>3　予防接種毎の対象者や未接種者を抽出するために使用する。<br>4　本人からの問い合わせの応対に使用する。<br>5　新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 | | |
| 令和4年8月15日 | Ⅱ<br>4<br>委託の有無※ | 1件 | 2件 | | |
| 令和4年8月15日 | Ⅱ<br>4<br>委託事項2 | — | （新設） | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年8月15日 | Ⅱ<br>6<br>保管場所※ | ・電子媒体は、株式会社石川コンピューターセンター　データセンター内（セキュリティゲートによる入退室管理）<br>生体認証を用いた電子鍵で入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内で管理する。<br>・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証及び顔認証が必要となる。<br>・紙媒体は、白山市いきいき健康課内の文書保管倉庫<br>　保管年度内は、鍵付の文書保管倉庫内での保管を義務付けている。<br>　文書保管倉庫の最終退出者は、退出時に施錠を行っており、外部の者が入室できないようにしている。 | ・電子媒体は、株式会社石川コンピューターセンター　データセンター内（セキュリティゲートによる入退室管理）<br>生体認証を用いた電子鍵で入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内で管理する。<br>・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証及び顔認証が必要となる。<br>・紙媒体は、白山市いきいき健康課内の文書保管倉庫<br>　保管年度内は、鍵付の文書保管倉庫内での保管を義務付けている。<br>　文書保管倉庫の最終退出者は、退出時に施錠を行っており、外部の者が入室できないようにしている。<br>＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞<br>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。<br>クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。<br>　・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。<br>　・当該領域のデータは、暗号化処理をする。<br>　・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。<br>　・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。<br>　・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 | | |
| | | | （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）<br>　電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。<br>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付）<br>　証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年8月15日 | Ⅲ<br>2<br>リスクに対する措置の内容 | 【窓口での届出による入手における措置】<br>・情報の入手の際には、届出窓口において、本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外情報の入手防止に努める。<br>・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。<br>・届出内容等については、複数の職員が確認し、対象者以外の情報の入手を防止する。<br><br>【システムにおける措置】<br>・健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別及び顔認証を用いての利用とすることで末端が不正に利用されることを防いでいる。 | 【窓口での届出による入手における措置】<br>・情報の入手の際には、届出窓口において、本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外情報の入手防止に努める。<br>・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。<br>・届出内容等については、複数の職員が確認し、対象者以外の情報の入手を防止する。<br><br>【システムにおける措置】<br>・健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別及び顔認証を用いての利用とすることで末端が不正に利用されることを防いでいる。<br><br><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置><br>① 転入者本人からの個人番号の入手<br>　当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。<br>② 転出先市区町村からの個人番号の入手<br>　当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手<br>　当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。<br>④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手<br>　接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。<br>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付）<br>　交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年8月15日 | Ⅲ<br>2<br>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | 【不適切な方法で入手が行われるリスク】<br>・申請等の際、特定個人情報を予防接種に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。<br>・申請書等に利用目的を明記する。<br>【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】<br>・窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ）の提示を受け、本人確認を行う。<br>・個人カード（若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ）がない場合には、総合末端により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。<br>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】<br>・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。<br>・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。 | 【不適切な方法で入手が行われるリスク】<br>・申請等の際、特定個人情報を予防接種に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。<br>・申請書等に利用目的を明記する。<br>【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】<br>・窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ）の提示を受け、本人確認を行う。<br>・個人カード（若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ）がない場合には、総合末端により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。<br>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】<br>・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。<br>・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。<br><br>＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞<br>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。<br>・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。<br>・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）<br>・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。<br>・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。<br>・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。<br>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。<br>・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。<br>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。<br>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付）<br>・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。<br>・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。<br>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。<br>・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。<br>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。<br>　また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。<br>　さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年8月15日 | Ⅲ<br>3<br>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | 【事務従業者が事務外で使用するリスク】<br>・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。<br>・健康管理システム内での特定個人情報の更新、参照、発行の記録をアクセスログとして保管する。<br>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】<br>・健康管理システムの構成上、個人番号を含む個人情報ファイルへの許可された処理以外のアクセスは発生しない。<br>【特定個人情報が漏えいされるリスク】<br>・離席時にコンピューターをロックするほか、一定時間の無操作で自動的にロックを行い、長時間にわたり特定個人情報を表示させない仕組みになっている。 | 【事務従業者が事務外で使用するリスク】<br>・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。<br>・健康管理システム内での特定個人情報の更新、参照、発行の記録をアクセスログとして保管する。<br>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】<br>・健康管理システムの構成上、個人番号を含む個人情報ファイルへの許可された処理以外のアクセスは発生しない。<br>【特定個人情報が漏えいされるリスク】<br>・離席時にコンピューターをロックするほか、一定時間の無操作で自動的にロックを行い、長時間にわたり特定個人情報を表示させない仕組みになっている。<br><br><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置><br>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。<br>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。<br>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。<br>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。<br>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。<br>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの3つの場面に限定している。<br>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。<br>・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。<br>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。<br>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年8月15日 | Ⅲ<br>4<br>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定<br>規定の内容 | ・個人情報の保護に関する法令を遵守し、特定個人情報を適切に取り扱うこと<br>・目的外利用の禁止<br>・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限すること<br>・特定個人情報の提供先の限定<br>・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負うこと<br>・情報が不要となったとき、又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じること<br>・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップデータを完全に消去すること<br>・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をすること<br>・委託業務を行うために特定個人情報取扱責任者及び従事者に対して、必要な教育を行うこと<br>・許可を得ない再委託の禁止 | ・個人情報の保護に関する法令を遵守し、特定個人情報を適切に取り扱うこと<br>・目的外利用の禁止<br>・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限すること<br>・特定個人情報の提供先の限定<br>・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負うこと<br>・情報が不要となったとき、又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じること<br>・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップデータを完全に消去すること<br>・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をすること<br>・委託業務を行うために特定個人情報取扱責任者及び従事者に対して、必要な教育を行うこと<br>・許可を得ない再委託の禁止<br><br><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置><br>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。<br>・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限<br>・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | | |
| | | | ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール<br>・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定<br>・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保<br>・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 | | |
| 令和4年8月15日 | Ⅲ<br>7<br>特定個人情報の保管・消去<br>その他の措置の内容 | ― | （新設） | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年8月15日 | Ⅲ<br>9<br>従業員に対する教育・啓発<br>具体的な方法 | 健康管理システム関係職員（会計任用職員等を含む）に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修会を実施するとともに、その記録を残している。 | 健康管理システム関係職員（会計任用職員等を含む）に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修会を実施するとともに、その記録を残している。<br><br><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置><br>　デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。 | | |
| 令和4年8月15日 | Ⅲ<br>10<br>その他のリスク対策 | ― | （新設） | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |